

公立大学法人周南公立大学広報誌作成業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 11 日

公立大学法人周南公立大学
理事長 高田 隆

1 業務の背景と目的

周南公立大学(以下「本学」という。)は令和 4 年 4 月に公立大学として新たに開学した地域貢献型大学である。本学の広報誌は令和 4 年 7 月より発行しており、本学の活動を広く情報発信するとともに地域の一般・企業の方、本学のあらゆるステークホルダーの方に理解を深めていただくために作成するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

公立大学法人周南公立大学広報誌作成業務委託

(2) 業務内容

周南公立大学の広報誌作成（年 3 回発行）

(3) 業務期間

本業務については、契約締結日の翌日から、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(4) 業務場所

周南公立大学（山口県周南市学園台 843-4-2）、他

(5) 業務に要する費用(提案上限額)

金 1,700,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

費用は年 3 回発行するための企画、制作、印刷に係るすべてを含んだ金額とする。なお、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

- (1) 公立大学法人周南公立大学契約事務に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止措置を受けていない者、又は同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、周南市から指名停止の措置を受けていない者、又は受けることが明らかでない者
- (4) 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者

- (6) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始がなされていない者
- (7) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成 24 年周南市要綱第 37 号)別表各号に掲げる措置要件に該当しない者

3 参加手続

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)

〒745-8566 山口県周南市学園台 843-4-2 本館 3F
公立大学法人周南公立大学 経営企画部経営企画課 広報室
電話 0834-28-6880
FAX 0834-28-8790
E-mail koho@shunan-u.ac.jp

- (2) 提出書類(関係書類)等の入手方法

周南公立大学公式ウェブサイトからダウンロードすること。

URL <https://www.shunan-u.ac.jp/category/pickup/>

- (3) 参加表明書(様式 1)の提出

ア 提出期限

令和 7 年 4 月 21 日(月)17 時必着

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は持参すること。

※郵送の場合は書留を利用し、期限までに到達するよう送付すること。郵送事故等により参加表明書が提出先に到達しなかったことによる異議の申立てはできないものとする。なお、提出者が 1 事業者の場合、本プロポーザルは成立しないものとする。

エ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、令和 7 年 4 月 22 日(火)に参加資格確認結果通知書を電子メール及び郵便で送付する。

- (4) 実施要領・仕様書等に係る質問票

ア 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票(様式 2)によるものとし、電子メールにより提出すること。なお、質問票提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和 7 年 4 月 21 日(月)までの各日 10 時~17 時とする(ただし、土、日、祝は除く。)

ウ 提出先及び受信確認先

(1)に同じ。

エ 回答方法

参加表明書に記載の各担当者宛 E-mail により回答する。また、すべての質問及び解答の内容については、令和 7 年 4 月 22 日(火)までに大学ホームページに掲載する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和 7 年 5 月 9 日(金)12 時必着

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は持参すること。

また、企画提案書内に企業名等提出者が特定できる記載を行わないこと。

※郵送の場合は書留を利用し、期限までに到達するよう送付すること。郵送事故等により企画提案書等が提出先に到達しなかったことによる異議申立てはできないものとする。なお、企画提案書等の提出者が 1 事業者の場合、本プロポーザルは成立しないものとする。

4 評価の手続き及び契約予定者の選定

本実施要項及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、あらかじめ定めた審査項目及び評価点に基づき公立大学法人周南公立大学広報誌作成業務委託プロポーザル評価委員会が評価を行い、合計点で最も優れた事業者を受託候補者に選定する。審査会は本学で実施することとし、オンラインの参加も可とする。

5 契約方法

受託候補者と本学との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合又は失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。契約手続き及び契約書は、公立大学法人周南公立大学契約事務取扱規程(令和 4 年規程第 14-4 号)の定めるところによるものとする。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 提出書類が、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等本実施要領で示された条件に適合しない場合

エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ 審査会（プレゼンテーション・ヒアリング等）に、正当な理由なく欠席した場合

カ 提案価格が実施要領 2 (5)に示した提案上限額を超える場合

キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

ク 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

- (3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。
- (4) その他詳細は、実施要領による。